安定取引関係確立事業活動等の申請の手引き

(食料システム法計画認定制度)

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年10月 新事業·食品産業部

概要	特例措置	
はじめに p.2 1. 食料システム法の概要 p.3 2. 食料システム法の計画認定制度の対象とな p.4 る事業活動 3. 計画認定制度の認定を受けた場合の支援・ p.5 特例措置 (概要)	8. 食料システム法の特例措置一覧 9-1. 特例措置の概要(中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係))中小企業経営強化税制 9-2. 特例措置の概要(中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係))その他 9-3. 中小企業経営強化税制(A類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-4. 中小企業経営強化税制(A類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-5. 中小企業経営強化税制(B類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-6. 中小企業経営強化税制(B類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-7. 中小企業経営強化税制(D類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-8. 中小企業経営強化税制(D類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-9. 中小企業経営強化税制(E類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式 9-10. 中小企業経営強化税制(E類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式	p.16 p.17
申請手続き 4. 計画認定の申請手続きフロー p. 6 5. 相談・申請窓口 p. 7	9-11. 中小企業経営強化税制 設備の取得時期と計画申請後の標準処理期間 10-1. 特例措置の概要(農研機構の設備等の供用等) 10-2. 農研機構の設備等の供用等の特例を希望する場合の必要申請書類一式 11-1. 特例措置の概要(日本政策金融公庫の長期低利融資①)	p.28 p.30
6.計画認定制度の申請書類 p.87.申請計画の作成 p.97-1.計画書の記載例とポイント①別記様式第1号7-2.計画書の記載例とポイント②別記様式第2号	11-2. 特例措置の概要(日本政策金融公庫の長期低利融資②)11-3. 日本政策金融公庫の特例の活用を希望する場合の必要申請書類一式12-1. 特例措置の概要 (日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット)12-2. 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットの特例を希望する場合の必要申請書類一	_ p.31 -式
7-3. 計画書の記載例とポイント③ 別記様式第2号 7-4. 計画書の記載例とポイント④ 別記様式第2号	13-1. 特例措置の概要 (食品等持続的供給推進機構による債務保証) 13-2. 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を希望する場合の必要申請書類一式	p.35
7-5. 計画書の記載例とポイント⑤ 別記様式第2号7-6. 計画書の記載例とポイント⑥ 別記様式第2号7-7. 計画書の記載例とポイント⑦ 別記様式第2号	14-1. 特例措置の概要(産業競争力強化法の特例(事業再編関係))事業再編時の 登録免許税軽減措置 14-2. 特例措置の概要(産業競争力強化法の特例(事業再編関係))その他 14-3. 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)に係る申請スケジュール 14-4. 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)の活用を希望する場合の必要申請書類一式	p.37
	15-1. 特例措置の概要 (産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係))― 15-2. 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に係る申請スケ ジュール 15-3. 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)の活用を希望す	p.41

る場合の必要申請書類一式



はじめに

- **-**\$
- ✓ 令和7年の通常国会において、持続的な食料システムの構築を目指す、「食品等の持続的な供給を実現する ための食品事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」、通称「食料システム法」 が成立しました。
- ✓ 本法律では、持続的な食料供給に取り組む食品等事業者※の計画認定制度を定めており、以下の4つの事業活動に関する事業活動計画を農林水産大臣が認定します。(※食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等)
 - ① 安定取引関係確立事業活動:農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るもの
 - ② **流通合理化事業活動** : 食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値向上、 新規需要開拓を図るもの
 - ③ 環境負荷低減事業活動 : 温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生の抑制等を図るもの
 - ④ 消費者選択支援事業活動 : 食品の持続的な供給に係る消費者の選択や理解醸成に資する情報伝達 を図るもの

(研究開発や事業再編等も含め、①~④に関連する持続可能な食料供給に資する幅広い取組が認定対象になります。)

- ✓ 計画の認定を受けた場合、日本政策金融公庫による長期・低利融資や、農業・食品産業技術総合研究機構による設備の供用等、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制の税制特例などを受けることが可能です。
- ✓ 持続可能な食料供給に取り組む食品等事業者の方々は、是非とも本計画認定制度のご活用を検討ください。

1. 食料システム法の概要(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)



●目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による 事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨 規定

- 1 食品等事業者による事業活動の促進(R7.10~)
- (1) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成
- ① 安定取引関係確立事業活動 (農林水産業と食品産業の連携強化)
- ② 流通合理化事業活動(流通の効率化、付加価値向上等)
- ③ 環境負荷低減事業活動(温室効果ガスの排出量の削減等)
- ④ 消費者選択支援事業活動 (持続可能性ご配慮した物の選択を消費者がううことに寄与する情報の 伝達等)
- ※ ①~④には技術開発利用、事業再編を含む。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1) の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成
- (3) 農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用③
- ③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例 等

② 食品等の取引の適正化(R8.4~)

- (1)農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施 ※取引実態調査はR7.10~
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して 協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ② 持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合、検討・協力
- (3)農林水産大臣が、事業者の行動規範(判断基準)を策定
- (4)農林水産大臣は、次の措置を実施
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施 (勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)
 - ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定



食品産業に対する総合的な認定制度

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表

2. 食料システム法の計画認定制度の対象となる事業活動



● 食品等事業者(食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等)は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組について、農林水産大臣の認定及び金融・税制等上の総合的な支援・特例措置を受けることが可能です。

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動(農林漁業者との連携可)

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた 設備の導入 など

環境への負荷の低減又は資源の有効利 用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品 ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など

食品等の流通の合理化による措置により、 食品等の流通の経費の削減、価値の向上 又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化(低温管理等)する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した 食品等の一般消費者による選択に資する 情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信する ためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関連する技術の研究開発や事業再編(株式取得等)などについても、認定を受けることが可能 (研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可)

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発(研究開発)
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得(事業再編) など

3. 計画認定制度の認定を受けた場合の支援・特例措置(概要)

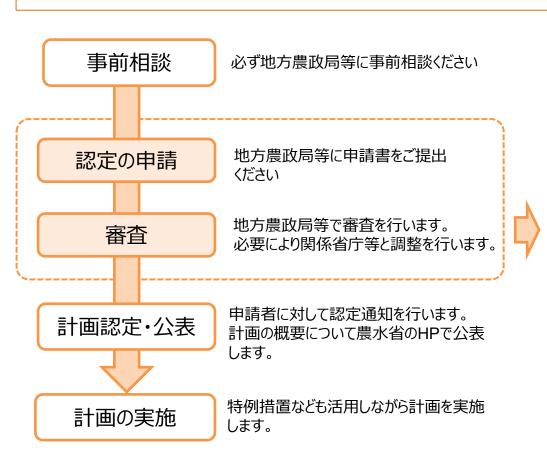


● 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置を受けることが可能です。

	項目	主な内容	備考
	日本政策金融公庫による 長期低利融資(食品等 持続的供給促進資金)	設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて 長期(10年超25年以内)かつ低利の融資を受け ることが可能	・ 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による 海外展開支援	海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能	• 流通合理化事業活動のみ対象
	表品等持続的供給推進 機構による債務保証	民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を 受けることが可能	連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象 おおおおおおます。 ・ 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象 ・ ・
金融支援	指定金融機関による 長期・低利の大規模融資	指定金融機関(日本政策投資銀行等)による、 長期(5年以上)・低利の大規模(50億円以上等)融資を受けることが可能	大企業も対象産業競争力強化法の事業適応計画又は 事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	・ 資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	中小企業経営強化税制	• 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最 大10%の税額控除等を受けることが可能	中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル 投資促進税制	脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を 行う際、5~14%の税額控除又は50%の特別償 却を受けることが可能	産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有環境負荷低減事業活動のみ対象
税制特例	事業再編時の 登録免許税軽減措置	合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録 免許税を軽減することが可能	産業競争力強化法の事業再編計画の認 定要件を満たす必要有
(<u>•</u>	農研機構による 設備等の供用等	技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する 研究開発設備等(食品加工設備等)を利用する ことが可能	・ 連携して計画を申請する研究開発事業者 も含めて対象
その他	事業再編時の会社法等 の手続き緩和特例	• 事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の 会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能	• 産業競争力強化法上の事業再編計画の 認定要件を満たす必要有

4. 計画認定の申請手続きフロー

- ▶ 計画認定を希望する場合は、時間的余裕をもって、相談・申請窓口となる地方農政局等(次ページ「5.相談・申請窓口」)
 ヘ事前相談を行ってください。
- 必要な申請書類を相談・申請窓口に提出願います。
- ▶ 申請された計画について地方農政局等で審査を行い、認定基準を満たす場合、計画の認定を行います。
- ▶ 認定を受けた食品等事業者は計画を実施します。計画申請時に特例措置の活用を申請している場合は、特例を活用できます。



申請者

- ① 目標 (目標値含む)
- ② 内容及び実施期間
- ③ 安定取引関係確立事業活動等に必要な資金の額及びその調達方法
- ④ 農林漁業者及び食品産業の成長発展並びに一般消費の理解の増進に寄与する程度

(※特例の活用を希望する場合)

⑤ 各特例措置の活用に必要な事項

申請認定

地方農政局等

- ・農林水産大臣の定める基本方針※に照らし適切なものであること
- ・計画の<u>内容・実施期間・スケジュール・人員、経営状況等が</u> 円滑かつ確実に実施できるものになっていること
- ・必要な資金の額及びその調達方法が適切であること
- ・農林漁業者及び食品産業の成長発展並びに一般消費 の理解の増進に寄与する程度が確実であると見込まれること
- ※ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する 基本的な方針

主な審査の観点

主な記載事項

5. 相談·申請窓口

> 申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等へご相談ください。

※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください

地方農政局等	部署名	電話番号	メールアドレス*	管轄都道府県
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8574	shokuryosystem_hokkaidou★maff.go.jp	北海道
東北農政局	経営·事業支援部 食品企業課	022-221-6146	shokuryosystem_tohoku★maff.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島 県
関東農政局	経営·事業支援部 食品企業課	096-300-6366	shokuryosystem_kanto ★ maff.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京 都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	経営·事業支援部 食品企業課	076-232-4149	shokuryosystem_hokuriku★maff.go.jp	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	経営·事業支援部 食品企業課	052-746-6430	shokuryosystem_tokai★maff.go.jp	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	経営·事業支援部 食品企業課	075-414-9024	shokuryosystem_kinki★maff.go.jp	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	経営·事業支援部 食品企業課	086-222-1358	shokuryosystem_chushi★maff.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島 県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	経営·事業支援部 食品企業課	096-300-6366	shokuryosystem_kyushu★maff.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	098-866-1673	shokuryosystem_oki.t5f★ogb.cao.go.jp	沖縄県

> 次の①~⑥の場合は、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室が相談・申請窓口になりますので、下記連絡先にご相談ください。

- ① 農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)の有する設備等の供用等の特定の活用を希望している場合
- ② 日本政策金融公庫による海外展開支援(スタンドバイ・クレジット)に係る特例の活用を希望している場合
- ③ 産業競争力強化法の特例の活用を希望している場合
- ④ 食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を希望している場合
- ⑤ 事業活動計画に要する経費について国の補助が見込まれる場合
- ⑥ 申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合

①~⑥の相談・申請窓口	電話番号	メールアドレス
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食料システム連携推進室	03-3502-8051	shokuryosystem_keikaku★maff.go.jp

6. 計画認定制度の申請書類



- ▶ 計画申請には、農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html)に掲載の以下の申請様式に必要事項を記載のうえ、相談・申請窓口に原則メールにて提出してください。
- 必須書類は、別記様式第1号、別記様式第2号です。
- ▶ 特例措置の活用を希望する場合は、それぞれの特例に必要な書類を合わせて提出する必要があります。
 - (⇒「8.食料システム法の特例措置一覧」以降のページで詳細を確認ください)

必須書類

※別紙1、別紙2は該当する場合のみ

	様式番号	様式名		主な記載事項等	
	別記様式第1号	認定申請書		申請者名	
	別記様式第2号	安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画		事業活動の目標・目標値、内容、実施時期、必要な資金の額及びその調達方法、 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する 程度	
	□ 別紙 1 * 1	農林漁業者が実施する安定取引関係確立事業活動の 促進に資する事項		農林漁業者の概要、安定取引関係確立事業活動の促進に資する事項	
	□ 別紙 2 * 2	技術の研究開発を行う者が行う者が実施する安定取引 関係確立事業活動等の促進に関する事項		技術の研究開発を行う者の概要、安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項	
添	付資料				
(法人の場合) □ 定款又はこれに代わる書面		□ 定款又はこれに代わる書面			
(法人でない団体の場合) □ 規約その他当該団体の組織及び運営に関		□ 規約その他当該団体の組織及び運営に関	する定めを記載した書類		
	────────────────────────────────────				

計画を申請できるのは食品等事業者になりますが、取引先となる農林漁業者や研究開発を行う者の取組内容をあわせて申請することも可能です。

- ※1 安定取引関係確立事業活動計画において、申請者である食品等事業者の取引相手となる農林漁業者が当該計画の促進に資する取組を行う場合、別紙1にてその内容を申請することが可能です。認定された場合、当該農林漁業者が、食品等持続的供給推進機構の債務保証の措置を受けることが可能になります。
- ※2 安定取引関係確立事業活動計画等において、当該計画に参画する研究開発を行う者(食品等事業者は除く)がいる場合、別紙2にてその研究開発内容を申請することが可能です。認定された場合、当該研究開発を行う者が、農研機構の保有する研究開発設備の供用等や食品等持続的供給推進機構の債務保証の措置を受けることが可能になります。

7-1. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント① (別記様式第1号)



別紙様式第1号

別記様式第1号(法第6条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項関係)

- □ 安定取引関係確立事業活動計画
- □ 流通合理化事業活動計画
- □ 環境負荷低減事業活動計画
- □ 消費者選択支援事業活動計画 に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品 等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律59号)第6条第1項、第8条第1項、第 9条第1項又は第10条第1項の規定に基づき、別記の計画について認定を受けたいので 申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、安定取引限係議立事業活動、活過合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動(以下「安定取引関係構立事業活動等」という。) を実施する計画(以下「安定取引限保険立事業活動等」という。) の代表者を登職すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には 「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 共同で安定項・関係確立事業活動計画等の認定を申請する場合には、申請者欄に各申請者の住所及 び氏名(申請者が拡入その他の団体の場合には「主たる事務所の所在地」及び「名称及び代表者の氏 名」)を連定すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 4 / レナスマ

(提出する書面の目録)

【計画全体に係る書面】(必須)

□ 別記様式第2号 安定取引関係確立事業活動計画等

【特例を活用する各々の者に係る書面】

- □ (別添1)中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)に関する事項
- □ (別添2) 農研機構の保有する研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項
- □ (別添3)食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業に関する事項
 □ (別添4)食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業に関する事項
- □ (別添 5) 食品等持続的供給促進資金のうち卸売市場機能高度化型施設に関する事項
- □ (別添6) 設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- □ (別添7) 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)に関する事項
- □ (mm, q) 産業競争力強化法の特例 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係) 「m する事項

記載のポイント②

- ✓ 特例措置の活用を希望する場合は、希望する特例措置の申請に必要な書類を合わせて提出する必要があります。 (⇒「8.食料システム法の特例措置一覧」以降のページで詳細を確認ください)
- ✓ 活用を希望する特例に必要な書類を用意して、チェック(レ)を付けてください。

別記様式第1号(法第6条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項関係)

- □ 安定取引関係確立事業活動計画
- □ 流通合理化事業活動計画
- □ 環境負荷低減事業活動計画
- □ 消費者選択支援事業活動計画 に係る認定申請書

記載のポイント① 事業活動計画の選択

- ✓ 安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画のうち、申請内容に該当する計画を選択し、チェック(レ)を付けてください。
- ✓ 申請内容が複数の事業活動計画に関係する場合は、複数の事業活動計画を選択し申請することも可能です。

(提出する書面の目録)

【計画全体に係る書面】(必須)

□ 別記様式第2号 安定取引関係確立事業活動計画等

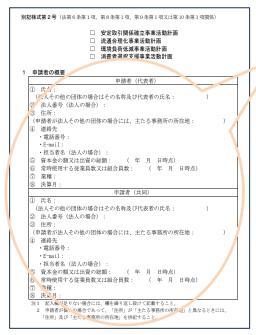
【特例を活用する各々の者に係る書面】

- □ (別添1) 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係) に関する事項
 - (別添2)農研機構の保有する研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項
- □ (別添3) 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業に関する事項
- □ (別添4)食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業に関する事項
- □ (別添5) 食品等持続的供給促進資金のうち卸売市場機能高度化型施設に関する事項
- □ (別添6)設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- □ (別添7)産業競争力強化法の特例(事業再編関係)に関する事項
 - (別添8) 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する事項

7-2. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント② (別記様式第2号)



別紙様式第2号



1 申請者の概要

申請者 (代表者)

① 氏名:株式会社〇〇

(法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名:代表取締役○○○○)

- ② 法人番号(法人の場合): 0000000000000
- ③ 住所:○○県○○市○○1-1-1

(申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地:同上)

- ④ 連絡先
 - ・電話番号: ○○○-○○-○○
 - E-mail : 000@00.co.jp
 - ・担当者名(法人の場合):○○部○○○○
- ⑤ 資本金の額又は出資の総額:○円 (○年○月○日時点)
- ⑥ 常時使用する従業員数又は組合員数:○人 (○年○月○日時点)
- ⑦ 業種:食品製造業
- ⑧ 決算月:3月

申請者 (共同)

① 氏名:株式会社●●

(法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名:代表取締役○○○○)

- ② 法人番号(法人の場合): 0000000000000
- ③ 住所:○○県○○市○○3-3-3

(申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地:○○県○○市○

\bigcirc 4-4-4)

- ④ 連絡先
 - ・電話番号:○○○○-○○-○○○
 - E-mail : 000@00.co.jp
 - ・担当者名(法人の場合): ○○部 ○○○○
- ⑤ 資本金の額又は出資の総額:○円 (○年○月○日時点)
- ⑥ 常時使用する従業員数又は組合員数:○人 (○年○月○日時点)
- ⑦ 業種:食品卸売業
- ⑧ 決算月:3月

記載のポイント③

✓ 申請者(代表者)欄には、代表 者の氏名、住所、連絡先なとの基 礎情報を記載してください。

記載のポイント4

- ✓ 複数の食品等事業者で計画を申請する場合は、申請者(代表者)に加え、申請者(共同)の欄に、代表者以外の食品等事業者の情報を記載してください。
- ✓ 申請計画を3者以上で行う場合、 申請者(共同)の欄を必要な数 追加で設けて記載してください。

7-3. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント③ (別記様式第2号)



2 安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項の有無

計画に以下の者が行う安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項が含まれる 場合はチェックすること。

農林漁業者	別紙1
技術の研究開発を行う者(食品等事業者は除く)	別紙2

- 注1 農林漁業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙1を、技術の研究開発を 行う者(食品等事業者は除く。)が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙2を 提出すること。
 - 2 農林漁業者については、安定取引関係確立事業活動の促進に資する事項に限る。

3 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)	別添 1
研究機構の設備等の供用及び協力	別添2
日本政策金融公庫の長期・低利の資金(食品等持続的供給促進資金)の貸付け	別添3、別添4又 は別添5及び別添 6*
日本政策金融公庫の債務保証(スタンドバイ・クレジット)	別添6*
食品等持続的供給推進機構による債務保証	別添6*
産業競争力強化法の特例(事業再編関係)	別添 7
産業競争力強化法の特例 (エネルギー利用環境負荷低減事業 適応関係)	別添8

- 注1 計画に参加する者が活用を希望する全ての特例措置にチェックすること。
 - 2 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。
 - 3 設備等の導入又は施設の整備を行う場合は、別添6(※)を添付すること

記載のポイント③

- ✓ 安定取引関係確立事業活動計画において、申請者である 食品等事業者の取引相手となる農林漁業者が、当該計画 の促進に資する取組を行う場合、別記様式第2号別紙1に てその内容を申請することが可能です。この場合、農林業業 者の欄にチェック(レ)を付けてください。
- ✓ 安定取引関係確立事業活動計画等において、当該計画に 参画する研究開発を行う者(食品等事業者は除く)がいる 場合、別記様式第2号別紙2にてその研究開発内容を申 請することが可能です。この場合、技術の研究開発を行う者 の欄にチェック(レ)を付けてください。

記載のポイント④

- ✓ 特例措置の活用を希望する場合、該当する特例にチェックを 入れてください。⇒「8.食料システム法の特例措置一覧」 以降のページで詳細を確認ください)
- ✓ 活用を希望する特例ごとに必要な書類を提出して頂く必要があります。各特例の欄に記載の別添様式に必要事項を記載するとともに、必要な書類を添付する必要があります。 (特例ごとに提出資料が異なりますのでご注意ください。)

7-4. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント④ (別記様式第2号)

- 4 安定取引関係確立事業活動等に関する事項
- (1) 安定取引関係確立事業活動等の目標

安定取引関係確立事業活動

目標

当社の加工食品○○で用いている外国産●●の国内産への切り替えを推進するため、国内生産者との直接計画を拡大し、国産原材料を用いた食品の製造を増加させる。

目標値	単位	①現状	②計画終了時の	③変化率(%)
			目標	((②-①)/①×100)
国産原材料を用	トン	0.5	2. 0	3 0 0
いた食品の製造				
量				

記載のポイント⑦ 目標値の設定

- ✓ 記載した定性的な目標の進捗・達成状況の確認に適切な定量的な目標値(指標)を一つ以上記載してください。
- ✓ 申請する事業活動計画の内容、実施期間を踏まえて、適切な数値を設定してください。
- ✓ 申請する各事業活動の目的と設定した目標に沿って、目標値を設定する必要があります。想定されるものは以下のとおりです。
 - 例) ①安定取引関係確立事業活動:

地域農産物を用いた食料品の製造量、付加価値額 等

②流通合理化事業活動:

付加価値額、労働生産性、流通コスト 等

- ③環境負荷低減事業活動: 温室効果ガス排出量、食品ロス、プラスチック排出量等
- ④消費者選択支援事業活動: 地域農産物売上高、サステナビリティに配慮した商品の販売量等

※特例措置の活用を希望する場合、それぞれに定められた要件に基づく数値目標や指標の設定が別途必要になる場合があります。この場合、各特例措置の申請の際に設定する目標値や指標が、本欄に記載の事業活動の目的・目標に沿ったものである場合、同じ目標値を設定することも可能です。

記載のポイント⑤ 申請する事業活動

- ✓ 別紙様式第1号及び第2号の冒頭で選択した事業活動計画 と同じ事業活動名を記載してください。
- ✓ 複数の事業活動計画を選択した場合は、それぞれの計画ごとに 事業活動名、目標、目標値を分けて記載する必要がありますの で、4 (1)の欄全体を繰り返し設けて、それぞれの計画ごとに 必要事項を記載してください。

記載のポイント⑥ 目標の設定

- ✓ 申請する事業活動計画の実施を通じて実現を目指す定性的 な目標を記載してください。
- ✓ 事業活動の内容や実施期間を踏まえた妥当な目標を設定して ください。
- ✓ 下記に示す各事業活動の目的に資することがわかる目標を設 定してください。
 - ① 安定取引関係確立事業活動:農林水産業と食品産業の連携強化等
 - ② 流通合理化事業活動: 流通の効率化、付加価値向上等
 - ③ 環境負荷低減事業活動: 温室効果ガスの排出量の削減食品ロスの削減等
- ④ 消費者選択支援事業活動: 持続性に配慮した食品の消費者選択に寄与する情報伝 達等

7-5. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント(5) (別記様式第2号)



(2) 安定取引関係確立事業活動等の内容及び実施時期

① 安定取引関係確立事業活動等の内容

安定取引関係確立事業活動

当社では製造する加工食品○○の原料となる●●の大半を輸入に依存しており、昨今の気候変動等に伴う価格高騰の影響を受けやすい構造にあり、近年調達量やコストが安定せず、国際的な供給懸念の中での安定的な原料調達が喫緊の課題となっている。

このため、当社事業所のある××県を中心に国内生産者(農業法人△△等)との直接取引を拡大させ原材料の国産への切り替えを図るとともに、当該加工食品用の製造ラインを増設し、国産原材料を用いた加工食品○○の製造を拡大させ、安定的な供給体制の構築と収益の拡大を図る。

- 注 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- ② 安定取引関係確立事業活動等の実施時期

実施時期: 7年●月●日 ~ 12年●月●日(目標年度)

③ 安定取引関係確立事業活動等を実施する事業所又は卸売市場の概要

事業所又は卸売市場

- ① 事業所の名称:株式会社〇〇 〇〇工場
- ② 所在地: 〇〇県〇〇市〇〇2-2-2
- ③ 事業開始(開設)年月日:令和元年
- ④ 事業内容:加工食品○○の製造
- 注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

記載のポイント⑧取組内容

- ✓ 申請する事業活動計画の内容を具体的に記載してください。
- ✓ 各事業活動の目的に資することがわかる内容を記載してください。
 - ① 安定取引関係確立事業活動:農林水産業と食品産業の連携強化等
 - ② 流通合理化事業活動:流通の効率化、付加価値向上等
 - ③ 環境負荷低減事業活動:温室効果ガスの排出量の削減、 食品の削減等
 - ④ 消費者選択支援事業活動: 持続性に配慮した食品の消費者選択に寄与する情報伝達等

記載のポイント⑨実施時期

✓ 安定取引関係確立事業活動等の実施期間は、原則5年以内です。

※中小企業経営強化税制やカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用を希望する場合は、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間を設定してください。

記載のポイント⑩事業所の概要

✓ 安定取引関係確立事業活動等を実際に実施する事業所の 概要を記載してください。

7-6. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント⑤ (別記様式第2号)



【金額単位·千円】

(3) 安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

	【亚俄干匹·							
	調達 予定 年度	予定 使途・用途	事業費	資金調達				
実施者				補助金	食品等持続的供給促進資金		その他(自己資金等)	備考
(株)	R7~8	工場改造	200, 000		100,000	50,000 (○○銀行)	50,000	
00	R7~8	○○製造ライン	600, 000		300,000	300,000 (●●銀行)		

記載のポイント印必要な資金の額・調達方法

- ✓ 申請する事業活動計画に必要な資金の額とその調達方法を実施者、使途・用途ごとに分けて記載してください。
- ✓ 計画に参加する食品等事業者のうち、資金の調達を行う者を全て記載してください。
- ✓ 「使途・用途」については、申請する事業活動計画に必要となる設備等導入資金、運転資金等について具体的に記載してください。
- ✓ 「補助金」については、補助金の調達額について、名称及び金額を記載してください。
- ✓ 「食品等持続的供給促進資金」の欄は、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の借入額を記載してください。 ※借入予定の資金メニューに応じて別添3~5のいずれかを添付してください。また、設備等の導入や施設整備を含む場合は別添6を添付してください。
- ✓ 「その他借入金・出資金」の欄は、金額に加え、金融機関名等を併記してください。
- ✓ 「備考」の欄には、日本政策金融公庫のスタンドバイ・クレジット、食品等持続的供給推進機構の債務保証の特例を活用する予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を記載してください。※設備等の導入や施設整備を含む場合は別添6を添付してください。

7-7. 申請計画の作成 計画書の記載例とポイント⑥ (別記様式第2号)



(4) 安定取引関係確立事業活動等の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一 般消費者の利益の増進に寄与する程度

安定取引関係確立事業活動

本計画に基づき、××県の●●生産者との直接取引を拡大させることで、●●の地域生産量の●%の増加、生産者の所得向上と経営の安定化に寄与し、××県の地域農業や食品産業の発展と持続的な食品の供給体制の確立に貢献する。

記載のポイント② 農林漁業及び食品産業の成長発展・一般消費者の利益の増進への寄与

✓ 申請する事業活動計画が、どのように農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのか定量的又は定性的に記載してください。

5 確認事項

V	本計画に参加する食品等事業者が、各々で安定取引関係確立事業活動等を実施すること
☑	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」(令和4年3月農林水産省策定) に準拠した取組を行うこと
☑	特例の活用を希望する場合に、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から特例に関係する各機関へ提供することに同意していること
I	認定を受けた本計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表することに 同意していること

記載のポイント(3) 確認事項

- ✓ 各項目について、確認しすべての項目にチェック(レ)を 付けてください。
- ✓ 申請する事業活動計画に参加する各食品等事業者が、 それぞれ申請書に記載の事業活動等を実施して頂くこと が必要です。
- ✓ 「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」は以下 のリンクから確認ください。

 $\frac{https://pvp-conso.org/wp-content/uploads/2023/09/5e8cde99a6eef1663413e62fd5a44631.p}{df}$

- ✓ 活用を予定している特例等に応じて、申請した計画の内容を関係する各機関に情報提供させて頂きます。
- ✓ 申請計画が認定された場合、計画の概要を農林水産省 のHPで公表させて頂きます。

8. 食料システム法の特例措置一覧

▶ 食料システム法の特例措置の活用を希望する場合、それぞれの特例措置の内容を確認の上、必要な書類を用意願います。

	ア 良科ン人)ム広の行物拍画の心用で布主する場合、 てれてれの行物拍画の内合で唯誌の上、必要な音規で用意願いよう 。						
	特例	特例の内容	特例の対象となる事業活動	特例を受けられる者	提出様式		
1	中小企業等経営強化法の特例(経営 力向上関係)	・中小企業経営強化税制の適用・中小企業投資育成株式会社からの投資対象への追加・事業譲渡時の債権者のみなし同意	安定取引関係確立事業活動流通合理化事業活動環境負荷低減事業活動消費者選択支援事業活動	• 食品等事業者 (※中小企業等経営強化法に規定する特定事業者等に限る)	別添1及びその添 付資料		
2	農研機構の研究開発設備等の供用及び協力	農研機構(農業・食品産業技術総合研究機構)の研究開発設備等の供用及び協力	安定取引関係確立事業活動流通合理化事業活動環境負荷低減事業活動消費者選択支援事業活動	• 食品等事業者 • 研究開発を行う者 (※別紙2に記載の者に限る)	別添 2		
3	日本政策金融公庫の長期・低利の資金 (食品等持続的供給促進基金)の貸 付け	・日本政策金融公庫による長期・低利融資	安定取引関係確立事業活動流通合理化事業活動環境負荷低減事業活動消費者選択支援事業活動	• 食品等事業者 (※日本政策金融公庫法に規定する中小 企業者に限る)	別添 3、別添 4、 別添 5 のいずれか 及び別添 6 [※]		
4	日本政策金融公庫によるスタンドバイ・ク レジット	・日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット (債務保証のための信用状の発行)	• 流通合理化事業活動	・食品等事業者 (※中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る)	別添 6 [※]		
5	食品等持続的供給促進機構による債務保証	・食品等持続的供給促進機構による債務保証	•安定取引関係確立事業活動 •流通合理化事業活動 •環境負荷低減事業活動 •消費者選択支援事業活動	食品等事業者農林漁業者 (※安定取引関係確立事業活動 における別紙1記載の者に限る)研究開発を行う者 (※別紙2に記載の者に限る)	別添 6 [※]		
6	産業競争力強化法の特例(事業再編 関係)	事業再編時の登録免許税の特例の適用事業再編に係る会社法の特例事業譲渡時の債権者のみなし同意指定金融機関による長期・低利の大規模融資 (ツーステップローン)	安定取引関係確立事業活動流通合理化事業活動環境負荷低減事業活動消費者選択支援事業活動	• 食品等事業者	別添 7 及びその添 付資料		
7	産業競争力強化法の特例(エネルギー 利用環境負荷低減事業適応関係)	・カーボンニュートラル投資促進税制の適用・指定金融機関による長期・低利の大規模融資 (ツーステップローン)	• 環境負荷低減等事業活動	• 食品等事業者	別添8及びその添付資料		

※設備等の導入又は施設の整備を行う場合、別添6を提出してください。

Τ(

9-1. 特例措置の概要(中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)) 中小企業経営強化税制

- 8

● 青色申告書を提出する中小企業者等 (注) が、認定を受けた事業活動計画に基づき、以下のいずれかの類型に該当する設備を 新規取得等して事業の用に供した場合、税額控除又は特別償却を選択適用することが可能です。

WHAT		
386	а.	221
	= 6	
-7N	7 7	

生産性向上設備 (A類型)

設備 ● 生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備

※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか

要件

収益力強化設備 (B類型)

- 投資利益率※が年平均7%以上の投資 計画に係る設備
- ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却 期間に合わせる

経営資源集約化設備 (D類型)

修正ROAまたは有形固定資産回転率 が一定割合以上の投資計画に係る設備

対象設備

- 機械装置(160万円以上)
- 工具(30万円以上)
- ※ A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)
- 器具備品(30万円以上)
- 建物附属設備(60万円以上)
- ソフトウェア (70万円以上)
- ※ A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る

その他要件

- 生産等設備を構成す るもの
- ※ 事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物付属設備、 福利厚生施設に係るものは 該当しない
- 国内への投資であること
- 中古資産・貸付資産 でないこと等

特例内容

 対象設備の新規取得等の際、10%の税額控除 (資本金が3,000万円 を超える場合7%)又 は即時償却

経営規模拡大設備等 (E類型:100億企 業を目指す事業者が 対象)

- 投資利益率が年平均7%以上
- 売上高100億円超を目指すロードマップ の作成
- 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- 前年度売上高10億円超90億円未満
- 最低投資額1億円 OR 前年度売上高 5%以上
- 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等
- ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間 中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産 の特例の適用不可

- 機械装置(160万円以上)
- 工具(30万円以上)
- 器具備品(30万円以上)
- ソフトウェア (70万円以上)
- 建物及びその附属設備(1,000万円以上)
- ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円

- 対象設備(建物及びその付属設備除く)の新規取得等の際、10%の税額控除(資本金が3,000万円を超える場合7%)又は即時償却
- 上記に伴って新増設する 建物・建物附属設備について、税額控除又は特別 償却
- ※ 【税額控除】 賃上げ5%以上:2%、 賃上げ2.5%以上5%未満: 1%
- ※ 【特別償却】賃上げ5%以上:25%、賃上げ2.5%以上5%未満:15%

- (注)中小企業等とは、・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ·協同組合等
 - (※中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当する者に限ります)

9-2. 特例措置の概要(中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係))その他



中小企業投資育成株式会社による出資

■ 認定を受けた事業活動計画が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定要件を満たす場合、中小企業投資育成株式会社による出資を受けることが可能になります(投資対象への追加)。

対象

中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者(製造業の場合は従業員数が500人以下、卸売業の場合は400人以下、小売業の場合は300人以下)

内容

通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能

その他

申小企業等経営強化法の経営力 向上計画の認定要件を満たす必要

9-3. 中小企業経営強化税制(A類型)の活用を希望する場合の申請手続き



▶ 中小企業経営強化税制(A類型)の活用を希望する場合には、事前に工業会等から証明書を入手する必要があります。

計画申請者

(設備ユーザー)

中小企業者等

工業会等による証明書の様式(ひな型)は計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html)からダウンロード できます。

中小企業経営強化税制(A類型)の申請手続きのフロー 農林水産大臣 経済産業省 地方農政局長等 ⑥計画認定 ⑦設備取得 ⑤計画申請

①証明書発行依頼

4)証明書入手

要件確認

設備

メーカー等

②証明書発行申請

③証明書発行

⑧税務申告

所管の

税務署

【事前準備】

- ① 事業活動計画の申請者(設備ユーザー)は、当該 設備を生産した機器メーカー等(以下「設備メーカー」) に、設備取得前に証明書の発行を依頼してください。
- ※②~③は設備メーカーと工業会等とのやり取りになります。
- ② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書(様式1)及び チェックシート(様式2)に必要事項を記入の上、当該設備を 担当する工業会等の確認を受けてください。
- ③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認 の上、設備メーカーに証明書を発行してください。
- ④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、 依頼があった計画申請者(設備ユーザー)に証明書を 転送してください。
- (注) 本申請にあっては、中小企業等経営強化法における経営力向上設備 等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引きを参考に作成してく

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai/tebiki.

【申請手順】

丁業会等

定期的に

状況報告

- ⑤ 設備ユーザーは、認定申請書(別記様式第1号)に加え、④の確認を受けた設備を別記様式第2号及び別添1に記載し、④の工業会証明書の写し^(※)を添付し て、地方農政局長等又は農林水産大臣に計画申請します。 ※証明書の日付は計画申請日以前である必要があります。
- ⑥ 地方農政局長等又は農林水産大臣は、申請計画を認定したときは、認定通知書と申請書の写し一式を計画申請者(設備ユーザー)に交付します。⑦ 認定を受け た中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制 上の措置の適用を受けることができます。
- ⑧ 税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の認定申請書一式及び⑥の認定通知書(いずれも写し)を添付してください。
- (注)本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や事業の用に供する等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

9-4. 中小企業経営強化税制(A類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式

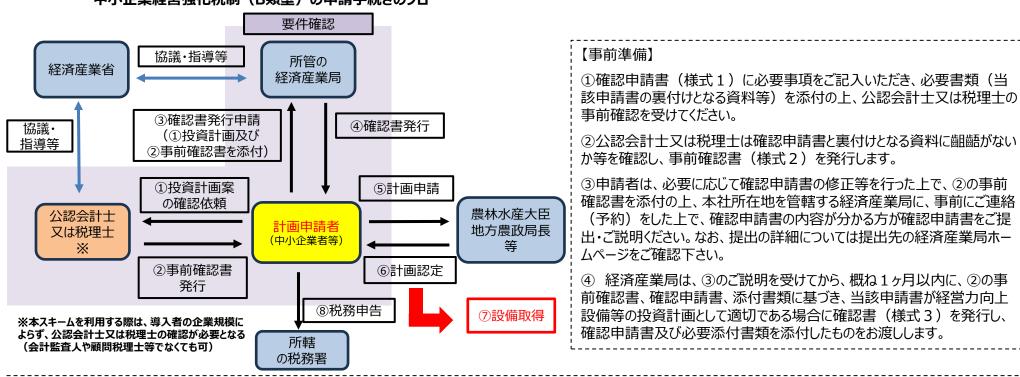
- 別添1の中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)については、中小企業庁HP (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html) に掲載の「経営力向上計画策定の手引き」を参考にして作成してください。
- 事前に設備メーカー等から、経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書を入手し、その写しを添付してください。証明書の様式(ひな形)は、計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html) に掲載していますので活用してください。

様式番号		様式名			
□ 別記様式第1号		認定申請書			
□ 別記様式第2号		安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画			
□ 別添1		中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)			
【事前に設備メーカー等に発行を依	頼し入手しておくもの】	□ (様式1)経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書※の写し			
【申請用チェックシート】		□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)申請書提出用チェックシート			
(発電設備等の取得等をして税制	特例を希望する場合)	□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)発電設備等の概要等に関する報告書			
その他添付資料					
(法人の場合) □ 定款又はこれに代わる書面					
(法人でない団体の場合)	□ 規約その他当該団体の	の組織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)					

9-5. 中小企業経営強化税制(B類型)の活用を希望する場合の申請手続き

- ▶ 中小企業経営強化税制(B類型)の活用を希望する場合には、公認会計士又は税理士から事前確認書及び経済産業局からの確認書を発行してもらう必要があります。
- 事前確認書、確認書等の様式は計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html) からダウンロードできます。

中小企業経営強化税制(B類型)の申請手続きのフロー



【申請手順】

- ⑤ 申請者は、認定申請書(別記様式第1号)とともに、④の確認を受けた設備を別記様式第2号及び別添1に記載し、④の確認書及び確認申請書(いずれも写し)を添付(※)して、地方農政局長等又は農林水産大臣に計画申請します。 ※確認書の日付は計画申請日以前である必要があります。
- ⑥地方農政局長等又は農林水産大臣は、申請計画を認定したときは、認定通知書と申請書一式の写しを申請者に交付します。
- ⑦ 認定を受けた中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の措置の適用を受けることができます。
- ⑧ 税務申告に際しては、⑤の申請書一式(確認書及び確認申請書を含む)及び⑥の認定通知書(いずれも写し)を添付してください。
- ⑨ 計画認定後、当該投資計画に関する実施状況報告を、決められた期間提出する必要があります。詳細は計画認定制度及び中小企業庁のHPをご確認頂き、記載情報に基づき報告願います。
- (注) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や事業の用に供する等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

9-6. 中小企業経営強化税制(B類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式

- ▶ 別添1の中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)については、中小企業庁HP (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html) に掲載の「経営力向上計画策定の手引き」を参考にして作成してください。
- → 公認会計士又は税理士に事前確認を受け経済産業局に提出した確認申請書、経済産業局が審査し発行した確認書の写しを添付する必要があります。
 必要な様式は農林水産省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html) に掲載していますので活用して下さい。

様式番号		様式名			
□ 別記様式第1号		認定申請書			
□ 別記様式第2号		安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画			
□ 別添1		中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)			
【申請者が事前に公認会計士又は税理士に確認を受けたのち経済 産業局に提出するもの】		□ (様式 1)経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する投資計画の確認申請書及び その別紙(基準への適合状況)・(様式 2)事前確認書その他添付書類 の写し			
【確認申請書を審査の上、経済産業大臣	豆が発行するもの】	│ │□ (様式3)経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する投資計画の確認書 の写し			
【申請用チェックシート】		□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)申請書提出用チェックシート			
(発電設備等の取得等をして税制特例を希望する場合)		□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)発電設備等の概要等に関する報告書			
その他添付資料					
(法人の場合) □ 定款又はこれに代わる		書面			
(法人でない団体の場合) □ 規約その他当該団体の		D組織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)					

9-7. 中小企業経営強化税制(D類型)の活用を希望する場合の申請手続き

- —**\$**
- ▶ 中小企業経営強化税制(D類型)の活用を希望する場合には、公認会計士又は税理士から事前確認書及び経済産業局からの確認書を発行してもらう必要があります。
- ▶ 事前確認書、確認書等の様式は計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html)からダウンロードできます。

中小企業経営強化税制(D類型)の申請手続きのフロー 要件確認 【事前準備】 協議•指導等 ①確認申請書(様式1)に必要事項をご記入いただき、必要書類(当 所管の 経済産業省 該申請書の裏付けとなる資料等)を添付の上、公認会計十又は税理十 経済産業局 の事前確認を受けてください。 ③確認書発行申請 ②公認会計士又は税理士は確認申請書と裏付けとなる資料に齟齬がな 4)確認書発行 協議・ (①投資計画及び いか等を確認し、事前確認書(様式2)を発行します。 指導等 ②事前確認書を添付) ③申請者は、必要に応じて確認申請書の修正等を行った上で、②の事前 確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に、事前にご連 ①投資計画案 ⑤計画申請 絡(予約)をした上で、確認申請書の内容が分かる方が確認申請書をご の確認依頼 提出・ご説明ください。なお、提出の詳細については提出先の経済産業局 公認会計士 農林水産大臣 計画申請者 又は税理士 ホームページをご確認下さい。 地方農政局長等 (中小企業者等) X ④ 経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事 ②事前確認書 6計画認定 前確認書、確認申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上 発行 設備等の投資計画として適切である場合に確認書(様式3)を発行し、 ⑧税務申告 確認申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。 ⑦設備取得 ※本スキームを利用する際は、導入者の企業規模に よらず、公認会計士又は税理士の確認が必要となる 所轄 (会計監査人や顧問税理士等でなくても可) の税務署

【申請手順】

- ⑤ 申請者は、認定申請書(別記様式第1号)とともに、④の確認を受けた設備を別記様式第2号及び別添1に記載し、④の確認書及び確認申請書(いずれも写し)を添付 (**) して、地方農政局長等又は農林水産大臣に計画申請します。※確認書の日付は計画申請日以前である必要があります。
- ⑥地方農政局長等又は農林水産大臣は、申請計画を認定したときは、認定通知書と申請書一式の写しを申請者に交付します。
- ⑦ 認定を受けた中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の措置の適用を受けることができます。
- ⑧ 税務申告に際しては、⑤の申請書一式(確認書及び確認申請書を含む)及び⑥の認定通知書(いずれも写し)を添付してください。
- ⑨ 計画認定後、事業の承継報告及び事業承継等に関する状況報告を、決められた期間提出する必要があります。詳細は計画認定制度及び中小企業庁のHPをご確認頂き、記載情報に基づき報告願います。
- (注) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や事業の用に供する等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

9-8. 中小企業経営強化税制(D類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式

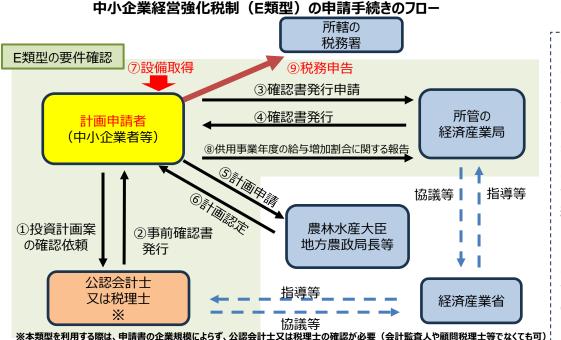


- → 別記様式第2号別添1の中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)については、中小企業庁HP
 - (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html) に掲載の「経営力向上計画策定の手引き」を参考にして作成してください。
- ➤ 公認会計士又は税理士に事前確認を受け経済産業局に提出した確認申請書、経済産業局が審査し発行した確認書の写しを添付する必要があります。 必要な様式は計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html) に掲載していますので活用して下さい。

様式番号		様式名			
□ 別記様式第1号		認定申請書			
□ 別記様式第2号		安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画			
□ 別添1		中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)			
【申請者が事前に公認会計士又は税理士にで ち経済産業局に提出するもの】	確認を受けたの	□ (様式1)経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する投資計画の確認申請書、 その別紙(基準への適合状況)・(様式2)事前確認書その他添付書類 の写し			
【確認申請書を審査の上、経済産業大臣が発	Ě行するもの 】	□ (様式3)経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する投資計画の確認書 の写し			
【事業承継に係る誓約書】		□ 事業承継に係る誓約書			
【事業承継等の証明書類】		□ 事業承継等の内容を証明する書面及び事業承継等に係る合意を証明する書面			
【事業承継等に係る事前チェックシート】		□ 事業承継等事前調査チェックシート			
【申請用チェックシート】		□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)申請書提出用チェックシート			
(発電設備等の取得等をして税制特例を希望する場合)		□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)発電設備等の概要等に関する報告書			
その他添付資料					
(法人の場合) □ 定款又はこれに		代わる書面			
(法人でない団体の場合) □ 規約その他当該		该団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表	及び損益計算書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

9-9. 中小企業経営強化税制 (E類型) の活用を希望する場合の申請手続き

- -8
- ▶ 中小企業経営強化税制(E類型)の活用を希望する場合には、公認会計士又は税理士から事前確認書及び経済産業局からの確認書を発行してもらう必要があります。
- ▶ 事前確認書、確認書等の様式は計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html) からダウンロードできます。



【事前進備】

- ①確認申請書(様式1)に必要事項をご記入いただき、必要書類(当該申請書の裏付けとなる資料等)を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
- ②公認会計士又は税理士は確認申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、事前確認書(様式2)を発行します。
- ③申請者は、必要に応じて確認申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局(※)に、事前にご連絡(予約)をした上で、確認申請書の内容が分かる方が確認申請書をご提出・ご説明ください。
 - ※提出の詳細については提出先の経済産業局ホームページをご確認下さい。
- ④経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、確認申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書(様式3)を発行し、確認申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。

【申請手順】

- ⑤申請者は、認定申請書(別記様式第1号)に加え、④の確認を受けた設備を別記様式第2号及び別添1に記載し、④の確認書及び確認申請書(いずれも写し)を添付 (※) して、地方農政局長等又は農林水産大臣に計画申請します。
- ※確認書の日付は計画申請日以前である必要があります。また、確認申請書の申請日と事業活動計画の申請日が同一事業年度である必要があります。
- ⑥地方農政局長等又は農林水産大臣は、申請計画を認定したときは、認定通知書と計画申請書一式の写しを申請者に交付します。
- ⑦計画申請者は認定計画に基づき設備等を取得します。
- ⑧設備等の取得後、計画に係る供用事業年度の給与増加割合に関する報告書を経済産業局に提出してください。
- ⑨計画に基づき取得した経営規模拡大設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、⑤の申請書一式(確認書及び確認申請書を含む)、⑥の認定通知書及び⑧報告書(いずれも写し)を添付してください。
- ⑩計画認定後、投資計画に関する実施状況報告を、決められた期間提出する必要があります。詳細は計画認定制度及び中小企業庁のHPをご確認頂き、記載情報に基 づき報告願います。
 - (注) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や事業の用に供する等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

9-10. 中小企業経営強化税制(E類型)の活用を希望する場合の必要申請書類一式

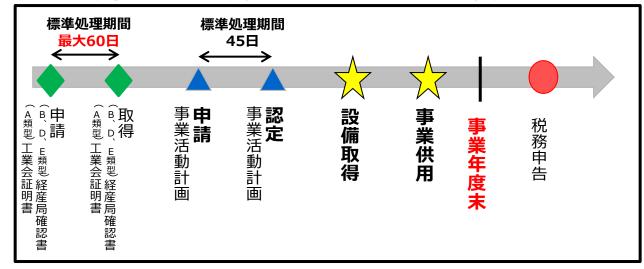
- -8
- ▶ 別添1の中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)については、中小企業庁HP (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html) に掲載の「経営力向上計画策定の手引き」を参考にして作成してください。
- ▶ 公認会計士又は税理士に事前確認を受け経済産業局に提出した確認申請書、経済産業局が審査し発行した確認書の写しを添付する必要があります。
 必要な様式は計画認定制度のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html)に掲載していますので活用して下さい。

様式番号		様式名			
□ 別記様式第1号		認定申請書			
□ 別記様式第2号		安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画			
□ 別添1		中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)			
【申請者が事前に公認会計士又は税理士に確認を受けたのち経 済産業局に提出するもの】		□ (様式1)経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認申請書、その別紙1(投資利益率に係る基準への適合状況)・別紙2(ロードマップ)・(様式2)事前確認書その他添付書類の写し			
【確認申請書を審査の上、経済産業大臣が発行するもの】		□ (様式3)経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認書 の 写し			
【申請用チェックシート】		□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)申請書提出用チェックシート			
(発電設備等の取得等をして税制特	特例を希望する場合)	□ 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)発電設備等の概要等に関する報告書			
その他添付資料					
(法人の場合)	□ 定款又はこれに代わる書面				
(法人でない団体の場合) □ 規約その他当該団体の組織		目織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類) 26					

9-11. 中小企業経営強化税制 設備等の取得時期と計画申請後の標準処理期間

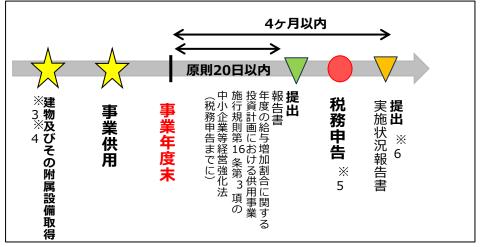


· 中小企業等経営強化法の特例(経営力向上関係)を含む事業活動計画の認定を受けてから設備を取得してください。



【E類型の場合】 <1年目> 標準処理期間 標準処理期間 4ヶ月以内 30日 45日 (投資計画期間終了時まで毎年)実施状況報告書 事業活動計² 事業活動計 甲類請 取製得 事業年度末 経産局確認書 経産局確認書 Ж 1 阃 画

<建物及びその附属設備を取得する年度>



- ※1 確認書の日付は事業活動計画の申請日以前である必要があります。
- ※2 確認申請書の申請日と事業活動計画の申請日が同一年度である必要があります。

- ※3 確認書申請日より前に着工された建物は、計画に記載することはできません。
- ※4 建物及びその附属設備の取得は事業活動計画の認定後である必要があります。
- ※5 給与増加割合に関する目標を達成した報告書を提出した事業活動活動は、E類型に関する記載を削除する旨の変更申請はできません。
- ※6 中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書の提出又は税務申告の前に提出しても構いません。

10-1. 特例措置の概要(農研機構の設備等の供用等)



- 認定を受けた事業活動計画に基づき、技術の研究開発を行う際に、農研機構(農業・食品産業技術総合研究機構)の保有する 研究開発設備等を有償で利用することが可能です。(計画に位置付けられた技術の研究開発を行う事業者も対象)
- 農研機構の専門家による指導のもと、設備等を利用することが可能です(利用に先立って事前相談を実施)
- 農研機能の設備等の利用を希望する場合、利用形態・料金体系等の詳細について知りたい場合は、事前に農研機構に問い合わせく ださい。

利用できる設備



高圧処理装置

東洋高圧 (TFS6-50, TFS2-500)



マイクロ波減圧乾燥機

四国計測工業 (µReactor Ex)



胃消化シミュレーター イーピーテック

使用用途

- 食品を液体に浸した状態で数千気圧(数百MPa)以上の圧力で高圧処理する装置。600 MPaでの処理では、風味・成分を保持しつつ加熱することなく殺菌できるため、ジュース、肉製品 等の製造に使用できる。100 MPaでの処理では、効率的に調味液を含浸させつつ加熱すること で、各種エキスの製造の他に、生に近い食感・風味を活かした長期冷蔵保存可能なコンポート の製造に使用できる。
- 水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置。果実等の 農産物の乾燥に適しており、低温で迅速に乾燥することができる。さらに、予備凍結との組合 せにより、従来の熱風乾燥と比べて収縮や変形が少なく、フリーズドライに近い品質の乾燥品を 製造することが可能。
- ヒトの胃の下部(幽門部)や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。食品、 人工唾液および人工胃液から構成される胃内容物の消化過程を観察・評価可能。農産物 や加工食品の胃内消化性の評価に利用されている。

農研機構 問い合わせ先	電話番号	HP・メールアドレス
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 スマート農業施設供用推進プロジェクト室	029-838-6773	HP: http://www.naro.go.jp/collab/sappo メールアドレス: sappo★ml.affrc.go.jp ※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください 事前相談はこちらから→ 「しょう」 28

10-2. 農研機構の設備等の供用等の特例を希望する場合の必要申請書類一式



事業活動計画に参画する研究開発を行う者(食品等事業者は除く)が、農研機構の保有する研究開発設備の供用等を希望する場合、別紙2をあわせて提出してください。

	様式番号	様式名				
_ 5	別記様式第1号	認定申請書				
□ 別記様式第2号 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画		安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画				
	□ 別紙 2 ※	技術の研究開発を行う者が実施する安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項 (※計画に参画する研究開発を行う者(食品等事業者は除く)が、農研機構の保有する研究開発設備の供用等を希望する場合に限る)				
□ 別添2 研究機構の設備等の供用及び協力						
₹0	その他添付資料					
(法人の場合) □ 定款又はこれに代わる書面		□ 定款又はこれに代わる書面				
(法人でない団体の場合) □ 規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類						
	□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)					

11-1. 特例措置の概要(日本政策金融公庫の長期低利融資①)



● 中小企業者が、認定を受けた事業活動計画に基づき取組を行う際、以下の資金要件を満たした場合には、日本政策金融公庫か ら、食品等持続的供給促進資金の長期・低利融資を受けることが可能です。

事業活動計画

認定

- 1. 安定取引関係確立事業活 動計画
- 2. 流通合理化事業活動計画
- 3. 環境負荷低減事業活動計 画
- 4. 消費者選択支援事業活動 計画

資金要件

連携要件

- 以下の①及び②の要件を満たすこと。
- ① 事業実施後5年以内に
- 地域の農林水産物の取扱量を概ね20%以上増加させ る目標を明記し、確実に達成されると認められること 又は
- 輸入農林水産物の取扱量の概ね20%以上を地域の農 林水産物に切り替える目標を明記し、確実に達成される と認められること 又は
- 地域の農林水産物の取扱額を年間3,000万円以上とす る目標を明記し、確実に達成されると認められること
- ② 農林漁業者との
- 直接取引若しくは間接取引 又は
- 農林漁業を営む法人への出資の関係があること

生産性向上要件

- 以下の①及び②の要件を満たすこと。
- ① 事業実施後5年以内に
- 地域の農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加させ る目標を明記し、確実に達成されると認められること 又は
- 地域の農林水産物の取扱額を年間1,500万円以上とす る目標を明記し、確実に達成されると認められること
- ② 生産性向上の目標を明記すること

食品等持続的供給促進資金 資金メニュー



食品産業·農林漁業 連携型事業 (食農連携型事業)



食品産業生産性 向上型事業 (生産性向上型事業)

認定

2. 流通合理化事業活動計画



卸売市場機能高度化要件

- 以下の①~④の要件のうち3つ以上を満たすこと。
 - ① 卸売市場の施設の近代化を図ること
 - ② 卸売市場の流通機能の高度化を図ること
 - ③ 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図ること
 - ④ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化を図ること



卸売市場機能 高度化型施設

11-2. 特例措置の概要(日本政策金融公庫の長期低利融資②)



- 資金メニューごとの貸付対象者、貸付使途、貸付条件は以下の通りです。
- 長期低利融資の特例の活用を希望される方は、最寄りの日本政策金融公庫の窓口に事前にご相談ください。

● 区別区が航兵の市内の旧角で印主と作る方は、取可りの日本政外並航五/年の心口に事前にご旧談へにとい。							
資金メニュー 貸付対	基本	貸付使途		貸付条件			
食品等事 (食品等の 加工、流通 食農連携型事 販売の事業 う者)	加製造、 取得 ①製造、 取得 ②. 食品等 造成又 3. 他の事 の出資 4. 無形固	業者等と共同して利用する施設の改良、造成又は の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、 は取得 業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者へ (※2) 同定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の 支出 (※3)	•	貸付利率:中小特利③-1 2.15%(償還期間20年の場合、令和7年9月 19日時点) 貸付限度額(融資率):負担額の80% 償還期限:25年以内(10年超に限る) 据置期間:3年以内			
食品等事業 (食品等の 生産性向上型 加工、流通 事業 販売の事業 う者)	か製造、 造成又 ^{1 (※1)} 、 2. 他の事 ^{2 (※1)} の出資 3. 無形固	の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、 は取得 業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者へ (※4) 定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の 支出 ^(※3)	•	貸付利率:中小特利① 2.55%(償還期間20年の場合、令和7年9月19日時点) 貸付限度額(融資率):負担額の80% 償還期限:25年以内(10年超に限る) 据置期間:3年以内			
卸売市場の 者(※5:※6 売市場の 者、卸売市 仲卸業者、 中卸業者、 市場の仲証 が組織する 協同組合・ 合(※5)	等)、卸管施設 即売業 成若切 成若切 の 2. 情報切 の で の で の で の で の の で の の の の の の の の の	理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保 、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造 〈は取得又は特別の費用の支出若し〈は権利の取得 理施設の改良、造成若し〈は取得又は特別の費用 若し〈は権利の取得 者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸 ら営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲 派に係る施設の取得又は特別の費用の支出若し〈は 取得 「場の業者間(業者は、卸売業者及び仲卸業者に の資本提携による支配関係の構築のための出資	•	貸付利率:中小特利③-1 2.15%(償還期間20年の場合、令和7年9月 19日時点) 貸付限度額(融資率):負担額の80% 償還期限:25年以内(10年超に限る) 据置期間:3年以内			

- (※1)流通の事業を行う者は、食品卸売業者、食品仲卸業者を指し、物流業者は除く。
- (※2) 他の事業者は農林漁業を営む法人及び食品等事業者に限る。
- (※3) 食農連携型事業は、1,2,3に関連して必要となる費用の支出に限る。また、生産性向上型事業は、1,2に関連して必要となる費用の支出に限る。
- (※4) 他の事業者は食品等事業者に限る。
- (※5)貸付使途は1,2に限る。
- (※6)地方公共団体を除く。

11-3. 日本政策金融公庫の特例の活用を希望する場合の必要申請書類一式



- ▶ 活用を希望する食品等持続的供給促進資金の資金メニューに合わせて、別添3~別添5のいずれかを提出してください。
- ▶ 資金用途に設備等の導入又は施設の整備を含む場合は別添6を提出してください。

様式番号			様式名		
□ 別記様式第1号			認定申請書		
□ 別記様式第2号			安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画		
食品産業・農林漁業連携型事業 (食農連携型事業)の活用を希望する場合			食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業に関する事項		
食品産業生産性向上型事業 (生産性向上型事業)の活用を希望する場合			食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業に関する事項		
卸売市場機能高度化型施設の活用を積	希望する場合	 □ 別添 5 	食品等持続的供給促進資金のうち卸売市場機能高度化型施設に関する事項		
(資金用途に設備等の導入又は施設の整備	帯を含む場合)	□ 別添 6	設備等の導入又は施設の整備に関する事項		
その他添付資料					
(法人の場合)	□ 定款又はこれに代わる書面				
(法人でない団体の場合)	□ 規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類				
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)					

12-1. 特例措置の概要 (日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット)



- 中小企業者の海外支店又は海外現地法人が、認定を受けた流通合理化事業活動計画に基づき海外において新たな事業活動を行うため、海外に拠点を有する金融機関(日本政策金融公庫が提携する金融機関に限る。)から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本政策金融公庫が当該金融機関に対して、債務の保証のための信用状(スタンドバイ・クレジット)を発行することが可能です。
- スタンドバイ・クレジットの特例の活用を希望される方は、最寄りの日本政策金融公庫の窓口に事前にご相談ください。

提携金融機関

- 平安銀行(中国)
- インドステイト銀行(インド)
- バンクネガラインドネシア(インドネシア)
- 山口銀行(日本)【対象地域:中国】
- 名古屋銀行(日本) 【対象地域:中国】
- 横浜銀行(日本) 【対象地域:中国】
- KB國民銀行(韓国)
- CIMB銀行(マレーシア)
- バノルテ銀行(メキシコ)
- メトロポリタン銀行(フィリピン)
- DBS銀行(シンガポール)
- ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)
- 合作金庫銀行(台湾)
- バンコック銀行(タイ)
- ベト・イン・バンク(ベトナム)
- HDバンク(ベトナム)

海外での借入れ条件

- 融資金額および通貨
- 信用状の補償金額の範囲内。現 地流通通貨建て
- 資金使途
- 認定を受けた計画を行うための 設備資金および長期運転資金
- 融資期間
- 1年以上5年以内

信用状の発行条件

- 補償限度額
- 1法人あたり4億5千万円(①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億5千万円)
- 信用状有効期間
- 1年以上6年以内
- 補償条件
- 提携金融機関からの請求による支払い

12-2. 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットの特例を希望する場合の必要申請書類一式

—8

- ▶ 日本政策金融公庫のスタンドバイ・クレジットの対象は流通合理化事業活動計画のみです。
- ▶ 海外における事業活動に設備等の導入又は施設の整備を含む場合は別添6を提出してください。

様式番号		様式名		
□ 別記様式第1号		認定申請書		
□ 別記様式第2号		流通合理化事業活動計画		
(計画に設備等の導入又は 施設の整備を含む場合)	□ 別添 6	設備等の導入又は施設の整備に関する事項		
その他添付資料				
(法人の場合)	□ 定款又はこれに代わる書面			
(法人でない団体の場合)	□ 規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)				

13-1. 特例措置の概要 (食品等持続的供給推進機構による債務保証)

- -8
- 認定を受けた事業活動計画に基づき、取組を行う際に、民間金融機関からの借入れに係る債務の保証を食品等持続的供給 推進機構から受けることが可能です。
- 認定を受けた食品等事業者だけでなく、計画に位置付けられた農林漁業者や技術の研究開発を行う事業者も対象になります。
- 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例の活用を希望される方は、事前に食品等持続的供給推進機構にご相談ください。

保証条件

- 財務諸表が次のいずれかに該当すること
- ① 公認会計士の監査を受けたものであること
- ② 当該中小企業者等が会社法第2 条第8号に規定する会計参与設 置会社であって、当該財務諸表が 同法第374条第1項の規定に 基づき作成されたものであること
- ③ 「中小企業の会計に関する指針」に 基づき作成されたものであって、その 旨税理士等により確認されたもの であること
- その債務保証の対象資金が主取 引銀行等の借入れに係るもので あること

保証対象

対象事業活動の実施に必要な設備資金(土地を含む)及び運転資金(試験研究費、 試作費、市場調査費、原材料、調達費、販売促進費等)

その他

- 保証限度額
- 1事業者当たり4億円以下
- 保証期間
- 設備資金:20年以内(うち据置期間は3年以内)、 運転資金:5年以内(うち据置期間は1年以内)
- 保証料
- 借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率 (年0.8%以内)を乗じた額
- 保証割合の上限
 - 5年以上の経営実績がある場合等・・・借入金元本等の 90%
- それ以外の場合・・・借入金元本等の50%

債務保証 問い合わせ先	電話番号	HP or メールアドレス
公益財団法人食品等持続的供給推進機構業務部	03-5809-2176	https://www.ofsi.or.jp/saimu/

13-2. 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を希望する場合の必要申請書類一式

- -8
- ▶ 申請する安定取引関係確立事業活動計画において、申請者(食品等事業者)の取引相手となる農林漁業者が、当該計画に位置付けられた取組を行う際、食品等持続的供給推進機構の債務保証の特例を希望する場合は、別紙1を提出してください。
- ▶ 申請する事業活動計画において、当該計画に参画する研究開発を行う者(食品等事業者は除く)が、当該計画に位置付けられた取組を行う際に、 食品等持続的供給推進機構の債務保証の特例を希望する場合は、別紙2を提出してください。
- ▶ 資金用途に設備等の導入又は施設の整備を含む場合は別添6を提出してください。

様式番号			様式名			
□ 別記様式第1号			認定申請書			
□ 別記様式第2号			安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画			
	□ 別紙 1 ※ 1		農林漁業者が実施する安定取引関係確立事業活動の促進に資する事項 (※1 安定取引関係確立事業活動計画に参画する、申請者(食品等事業者)の取引相手となる農林漁業者が、食品等持続的供給推進機 構の債務保証を希望する場合に限る)			
	□ 別紙 2 * 2		技術の研究開発を行う者が行う者が実施する安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項 (※2 事業活動計画に参画する研究開発を行う者(食品等事業者は除く)が、食品等持続的供給推進機構の債務保証を希望する場合 る)			
(計画に設備等の導入又 は施設の整備を含む場合)			設備等の導入又は施設の整備に関する事項			
その他添付資料						
(法人の場合) □ 定款又はこれに代れ		□ 定款又はこれに代	わる書面			
(法人でない団体の場合) □ 規約その他当該団		□ 規約その他当該団	団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)						

14-1. 特例措置の概要(産業競争力強化法の特例(事業再編関係)) 事業再編時の登録免許税軽減措置

■ 認定を受けた事業活動計画に基づき、合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る登録免許税の軽減措置を受けること が可能です。

要件 計画の終了年度において次のいず れかの達成が見込まれること。 修正ROIC 2%向上 固定資産回転率(有形固定資産 +ソフトウェアの回転率) 5%向 ③ 従業員1人当たり付加価値額 9%向上 計画の終了年度において次の両 方の達成が見込まれること。 有利子負債/キャッシュフロー≦1 0倍 経常収入>経常支出 等

対象の措置		特例内容	
対象の担 原	通常の税率	特例税率	軽減率
会社の設立、資本金の 増加	0.7%	0.35%	▲ 50.0%
● 合併による設立又は資本 金の増加	0.15%	0.1%	▲33.3%
資本金が増加する場合の 合併	0.7%	0.35%	▲ 50.0%
● 分割による設立又は資本 金の増加	0.7%	0.5%	▲28.6%
● 土地の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
建物の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
● 合併による不動産の取得	0.4%	0.2%	▲ 50.0%
● 分割による不動産の取得	2.0%	0.4%	▲ 80.0%

14-2. 特例措置の概要(産業競争力強化法の特例(事業再編関係))その他



会社法の特例等

● 認定を受けた事業活動計画が、産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす場合、会社法の特例等の支援 措置を受けることが可能です。

は同じ人がらしている。	
項目	内容
● 現物出資等の円滑化	会社法上、会社設立時や新株発行時の現物出資等に検査役調査が必要だが、特例措置では検査役調査が不要に
● 略式組織再編とキャッシュアウトの円滑化	● 会社法上、略式組織再編・株式等売渡請求等に9/10以上の議決権保有が必要だが、 特例措置では2/3以上に引き下げ
● 株式併合の円滑化	● 会社法上、株式併合時に株主総会特別決議が必要だが、特例措置では一定の要件に該 当するものについて、株主総会特別決議が不要に
● 株式を対価とするM&Aの円滑化	● 会社法上、株式対価M&Aの際に現物出資規制等が適用されるが特例措置では、現物出 資規制等が不適用となる
● スピンオフの円滑化	● 会社法上、スピンオフでは現物配当するために株主総会特別決議が必要だが、特例措置では、実施手続の簡略化が可能
● 事業譲渡時の債権者のみなし同意	通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得る必要があるところ、特例措置では、債権者に対して一括で通知(催告)し、一定期間内(1ヵ月以上)に返答(異議)がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することが可能

指定金融機関による長期・低利の大規模融資(ツーステップローン)

■ 認定を受けた事業活動計画が、産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす場合、指定金融機関による長期・低利の大規模融資を受けることが可能になります。

事業再編に係る融資	쫔

項目

5年以上

融資期間

金額規模

■ 50億円以上又は過去3年間の設備投資額より多いこと

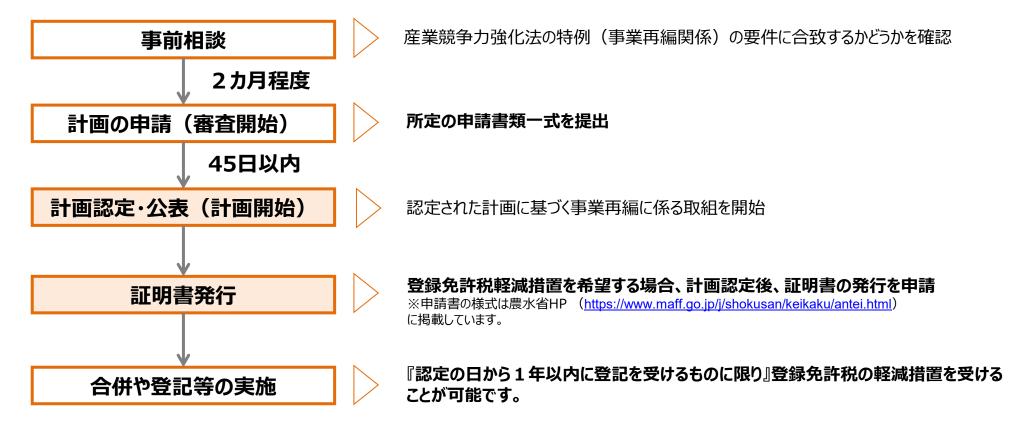
その他

- 指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行)による審査が必要
- 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要

14-3. 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)に係る申請スケジュール



▶ 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)の活用を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約3カ 月程度前に農林水産省への事前相談が必要です。



[※] 上記スケジュールはあくまで目安で、計画内容・希望する支援措置により前後します。

14-4. 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)の活用を希望する場合の必要申請書類一式

- ▶ 別添 7 産業競争力強化法の特例(事業再編関係)に関する事項の作成については、経済残業省のHP (<u>https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html</u>)に掲載の事業再編計画の申請様式の記入を参考に作成願います。
- 別添7の1、7の2、7の3、7の5の作成においては、農水省HP(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html)に掲載している計算用エクセルファイルを活用して作成してください(※)。

様式番号	様式名		
□ 別記様式第1号	認定申請書		
□ 別記様式第2号	安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画		
□ 別添 7	産業競争力強化法の特例(事業再編関係)に関する事項		
□ 別添7の1	生産性の向上について※		
□ 別添7の2	財務内容の健全性の向上について(有利子負債/CF)※		
□ 別添7の3	財務内容の健全性の向上について(経常収支比率)※		
□ 別添7の4	従業員の地位について		
□ 別添7の5	従業員の推移表※		
□ 別添7の6	誓約書(ひな型)(暴力団排除に関する誓約事項)		
□ 別添7の7	事業の分野又は方式の変更について		
□ 別添7の8	過剰供給構造の判定		
その他添付資料			
(法人の場合)	□ 定款又はこれに代わる書面 及び 登記簿謄本		
(法人でない団体の場合)	□ 規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類		
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類) ■ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)			

15-1. 特例措置の概要 (産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係))

カーボンニュートラル投資促進税制

■ 認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に基づき、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、最大10%の税額控除(中小企業者等の場合は最大14%)又は50%の特別償却を選択適用することが可能です。

要件

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性(※)を3年以内に15%以上(中小企業者等の場合は、10%以上)向上させること
- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備であること

対象設備

- 機械装置
- 器具備品
- 建物附属設備
- 構築物
- ※ 照明設備及び対人空調設備は除く

特例内容

- 中小企業者等
 - 対象設備の導入の際、税額控除(炭素生産性を 17%以上向上させる場合は14%、10%以上向上させる場合は10%)又は50%の償却
- それ以外の企業(大企業など)
 - 対象設備の導入の際、税額控除(炭素生産性を 20%以上向上させる場合は10%、15%以上向上させる場合は5%)又は50%の償却

(※) 炭素生産性=

付加価値額(=営業利益+人件費+減価償却費)

エネルギー起源二酸化炭素排出量

指定金融機関による長期・低利の大規模融資(ツーステップローン)

■ 認定を受けた環境負荷低減計画が、産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす場合、それぞれの計画に対する 支援措置(指定金融機関による長期・低利の大規模融資)を受けることが可能になります。

エネルギー利用環境負荷低
は古光はたになっ頭次
減事業適応に係る融資

項目

融資期間

金額規模

その他

5年以上

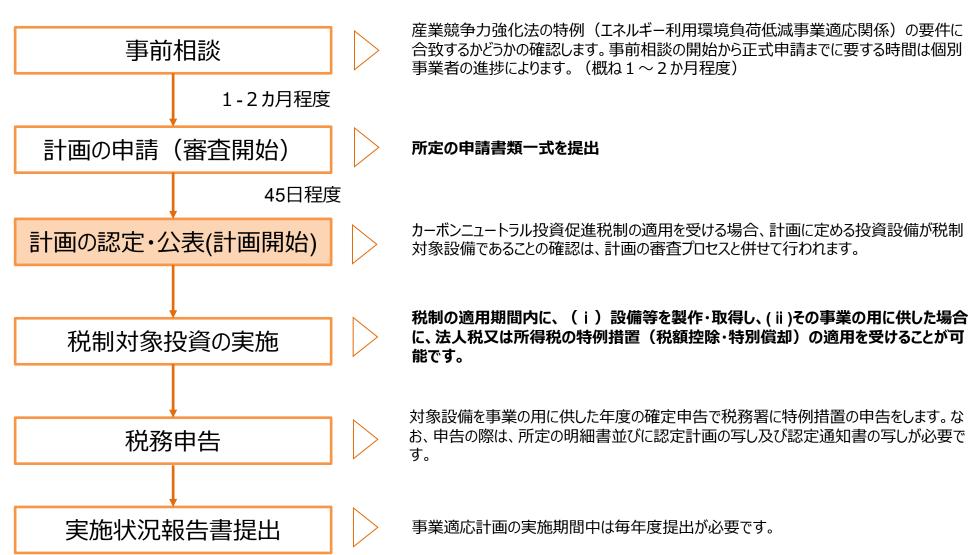
● 50億円以上

- 指定金融機関(株式会社日本政策投 資銀行等)による審査が必要
- 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要

15-2. 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に係る 申請スケジュール

-8

▶ 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)の活用を希望する際、環境負荷低減計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2か月程度前に農林水産省への事前相談が必要です。



15-3. 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)の活用を 希望する場合の必要申請書類一式

- ▶ 産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)の対象は環境負荷低減事業活動計画のみです。
- ▶ 別添8産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する事項の作成については、経済残業省のHP (https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku-kyoka/jigyo-tekio.html) に掲載のエネルギー利用環境負荷低減事業適応関連【カーボンニュートラルに向けた投資促進税制】を参考に作成願います。
- 別添8の1、別添8の2の作成においては、農水省HP (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html) に掲載している計算用エクセルシートを活用して作成してください(※)。

様式番号		様式名		
□ 別記様式第1号		認定申請書		
□ 別記様式第2号		環境負荷低減事業活動計画		
□ 別添8		産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する事項		
(カーボンニュートラル投資促進税制 の特例を希望する場合)	□ 別添8の1の(1)	生産性向上又は需要の開拓について(炭素生産性目標)※		
(ツーステップローンの活用を希望する 場合)	□ 別添8の1の(2)	生産性向上又は需要の開拓について(生産性向上指標)又は(需要開拓指標)※		
□ 別添8の2		財務内容の健全性の向上について※		
□ 別添8の3		経営の方針の決議又は決定の過程について		
□ 別添8の4		エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について		
□ 別添8の5		誓約書(ひな型)(暴力団排除に関する誓約事項)		
(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者が金融支援を受けようとする場合)	□ 別添8の6	認証書(第三者機関による認証)		
その他添付資料				
(法人の場合)	□ 定款又はこれに代わる書面			
(法人でない団体の場合)	□ 規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類			
□ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類) 43				